

各都道府県選挙管理委員会委員長 殿

総務省選挙部管理課長

政見放送の経費の支払いについて

近く執行される第25回参议院議員通常選挙における政見放送及び経歴放送の経費の支払いについては、下記により遺漏なく処理願います。

記

- 1 日本放送協会が行う政見放送及び経歴放送に係る経費の支払額は、次表の支払基準に基づき算出した金額に消費税額を加算した額とすること。

項 目	単 位	単価（円）
候補者の政見・経歴放送		
手話通訳を付したもの	候補者1人当たり	505,000
手話通訳を付さないもの	候補者1人当たり	441,000
持込み局処理費	候補者1人当たり	166,000
候補者の政見・経歴放送で経歴放送のみを実施した場合	候補者1人当たり	12,100

候補者の単独経歴放送	候補者 1 人当たり	33,000
商放分配料	候補者 1 人当たり	9,300

- ※ 商放分配料とは、政見放送及び経歴放送実施規程第11条第6項又は第7項の規定により自社で録音し又は録画した候補者の政見について他の放送事業者の使用を認めた場合に係る経費である。
- ※ 候補者の政見放送において、申込みがあったときに手話通訳を付して録画するものと定められていない場合は、候補者 1 人当たり 396,000円とする。
- ※ 候補者の政見放送に手話通訳を付した場合には、都道府県の選挙管理委員会は手話通訳士に対する通訳料（候補者 1 人当たり 54,800円）を別途支払うこと。
- ※ 合同選挙区において、候補者が 1 人も録画を行わなかった放送局が準備のために要した経費は、441,000円を上限として合同選挙区選挙管理委員会との協議により加算する。
- ※ 合同選挙区において、他方の県の放送局で収録した物又は持込みを受けた物を使用して政見放送及び経歴放送を実施した候補者の分については、1 人当たり 166,000円を加算する。
- ※ 上記単価には、消費税は含まれていない。

2 基幹放送事業者が行う政見放送及び経歴放送に係る経費の支払額は、別紙の支払基準に基づき算定した額とすること。

[別 紙]

基幹放送事業者に対する政見放送及び経歴放送に係る経費の支払基準

制作費

<テレビ>

I	自社で収録した物を使用して経歴放送及び政見放送を行った候補者の分については	手話通訳を付したもの 1人当たり 483,000円 手話通訳を付さないもの 1人当たり 419,000円
II	候補者が録画した物を使用し、又は他社が録画した物を使用して政見放送を行った候補者の分については	1人当たり 157,000円
III	経歴放送のみを行った候補者の分については	1人当たり 12,100円

- (注) ① 申込みがあったときに手話通訳を付して録画するものと定められていない基幹放送事業者は、Iは1人当たり374,000円とする。
- ② 候補者の政見放送に手話通訳を付した場合には、都道府県の選挙管理委員会は手話通訳士に対する通訳料（候補者1人当たり54,800円）を別途支払うこと。
- ③ 事前収録を行う場合において、録画予定日時に現れず、かつ立候補しなかった者に係るスタジオ借上料等の経費は制作費として認められない。
- ④ 候補者が1人も録画を行わなかった基幹放送事業者が録画の準備のために要した経費は、419,000円を上限として選挙管理委員会との協議により加算する。
- ⑤ 日本放送協会とスタジオの背景等の色彩を揃えるために新たに要した経費は、選挙管理委員会との協議により加算する。
- ⑥ 合同選挙区において、放送対象地域の全部又は一部が当該選挙区の全部の区域を包含していない場合は、選挙につき212,000円を加算する。ただし、使用する録画を全て自社で収録した場合又は全て自社で持込みを受けた場合には、当該加算額は141,000円とする。
- ⑦ 上記の額には、消費税は含まれていない。

<ラジオ>

I	自社で録音した物を使用して経歴放送及び政見放送を行った候補者の分については	1人当たり 40,000円
II	候補者が録音した物を使用し、又は他社が録音した物を使用して政見放送を行った候補者の分については	1人当たり 19,500円
III	経歴放送のみを行った候補者の分については	1人当たり 8,800円

- (注) ① ラジオテレビ兼営社である一の基幹放送事業者がテレビによる政見放送を収録する際ラジオによる政見放送の録音も同時に行う場合はII欄が適用される。
- ② 上記の額には、消費税は含まれていない。

電 波 料

1 各社に支払われる電波料は、

$$\text{必要所要時間に対応する公表電波料} \times 0.8$$

により計算された額の範囲内である。

2 上記に適用される公表電波料は、放送を行った時点の電波料（消費税を含まない額）である。

3 上記の必要所要時間は、

$$\begin{aligned} & \text{候補者数} \times 6 \text{分}20 \text{秒} \text{（経歴・政見放送} 6 \text{分} + \text{前後枠各} 10 \text{秒）} \\ & + 30 \text{秒} \text{（番組枠タイトル）} + 1 \text{分} \text{（ステブレ）} + a \end{aligned}$$

で計算された時間で、5分単位の編成を基本とする（aは、5分単位の編成とするための端数を意味する）。したがって、候補者数に即した必要所要時間は、原則として下表のとおりとなる。

放送候補者数	正味時間	必要所要時間
	人数 × （経歴30秒 + 政見5分30秒）	電波料算出の基礎となる放送時間枠
3 人	18 分	25 分
4	24	30
5	30	35
6	36	40
7	42	50
8	48	55
9	54	60
10	60	65

(注) ① 電波料算出の基礎となる放送時間枠のうち、政見放送、経歴放送終了後の残余時間は、選挙啓発用フィラー、スポット、テロップ等で充当すること。

② 余った5分未満の端数時間について局側が上記①の選挙啓発用フィラー等で充当せずCM、番組宣伝等の他の目的に使用した場合には、その時間については、電波料の算出基礎から除くものとする。したがって、この場合には例外的に5分未満の端数の時間で電波料を算出することとなる。

(例) 4人の候補者を28分で放送した場合

$$30 \text{分の料金} \times \frac{28 \text{分}}{30 \text{分}} \times 0.8$$

4 編成に当たっては、5人までの場合は1回の枠とし、6人以上の場合に限り3人以上を1回の枠として編成することができる。したがって、2回以上に分けて編成する場合の1回当たりの人数は、3人を下回らないこととなる。

5 必要所要時間に適用する時間料金が公表されていない場合は、次の計算例による。

ア 30分を超える料金が公表されていない場合の算式は、次のとおり

$$30分の料金 \times \frac{\text{必要所要時間}}{30分} \times 0.8$$

イ 必要所要時間が公表されている料金時間枠の中間の時間である場合は、直近上位と直近下位の時間枠の料金を用いて算出する。

(例) 30分と60分の料金が公表されており、50分の料金が公表されていないような場合

$$\left\{ 30分の料金 + (60分の料金 - 30分の料金) \times \frac{(50分 - 30分)}{(60分 - 30分)} \right\} \times 0.8$$

6 政見放送が2つのタイム区分にまたがって放送される場合は、次の計算例による。

(例) Aタイム 20分間 Bタイム 10分間 の場合

$$\left\{ Aタイム30分の料金 \times \frac{20分}{30分} + Bタイム30分の料金 \times \frac{10分}{30分} \right\} \times 0.8$$

7 2回以上の編成枠で実施する際は、それぞれについて上記により算出した額を合算する。

8 経歴放送のみの候補者がある場合には、当該候補者を上記算式から除いて算出した時間に、当該候補者の経歴放送の実所要時間を加算して算定する（経歴放送の実所要時間は、原則としてaの時間内で処理すること）。

9 料金算出の際、円未満の端数が生じた場合は切り捨てるものとする。

10 公表電波料が、いわゆる「番組提供料金」として設定されている場合には、以下の方法により料金を算出する。

ア 下表により、必要所要時間を「提供CM秒数」に換算する。

<テレビ>

必要所要時間	提供CM秒数
25 分	165 秒
30	180

<ラジオ>

必要所要時間	提供CM秒数
25 分	170 秒
30	180

(注) テレビ、ラジオともに、必要所要時間が30分を超える場合は、必要所要時間(分)×60(秒)×0.1が「提供CM秒数」となる(すなわち、必要所要時間の1割に相当する時間)。

イ 電波料の算式は、次のとおり

$$60\text{秒当り番組提供料金} \times \frac{\text{提供CM秒数}}{60\text{秒}} \times 0.8$$

ウ なお、「提供料金割引率」が設定されている場合は、次の計算例による。

$$60\text{秒当り番組提供料金} \times \frac{\text{提供CM秒数}}{60\text{秒}} \times \frac{(100 - \text{割引率})}{100} \times 0.8$$

(例) 提供料金割引率が下表の場合において(テレビの場合)

提供CM秒数	90 秒～	120 秒～	150 秒～	180 秒～	210 秒～
割引率	2%	4%	6%	8%	10%

i) 必要所要時間が25分のとき

$$60\text{秒当り番組提供料金} \times \frac{165}{60} \times \frac{(100 - 6)}{100} \times 0.8$$

ii) 必要所要時間が35分のとき

$$60\text{秒当り番組提供料金} \times \frac{210}{60} \times \frac{(100 - 10)}{100} \times 0.8$$

エ 以上のほか、1～9に準じて算出する。

回線料

北海道内のテレビの民間放送については、公表されている回線使用料の額を加算する。

消費税額

1 $(\text{制作費} + \text{電波料} + \text{回線料}) \times 0.08$

により計算された額である。

2 円未満の端数が生じた場合は切り捨てるものとする。

その他

音声機能等に障害のある候補者等が録音物を使用した場合、政見放送及び経歴放送実施規程第17条第4項の規定により、政見又は経歴の収録は行ったが放送はしなかった場合等は別途協議することとする。